北部大阪都市計画図（吹田市）

令和五年十一月　編纂

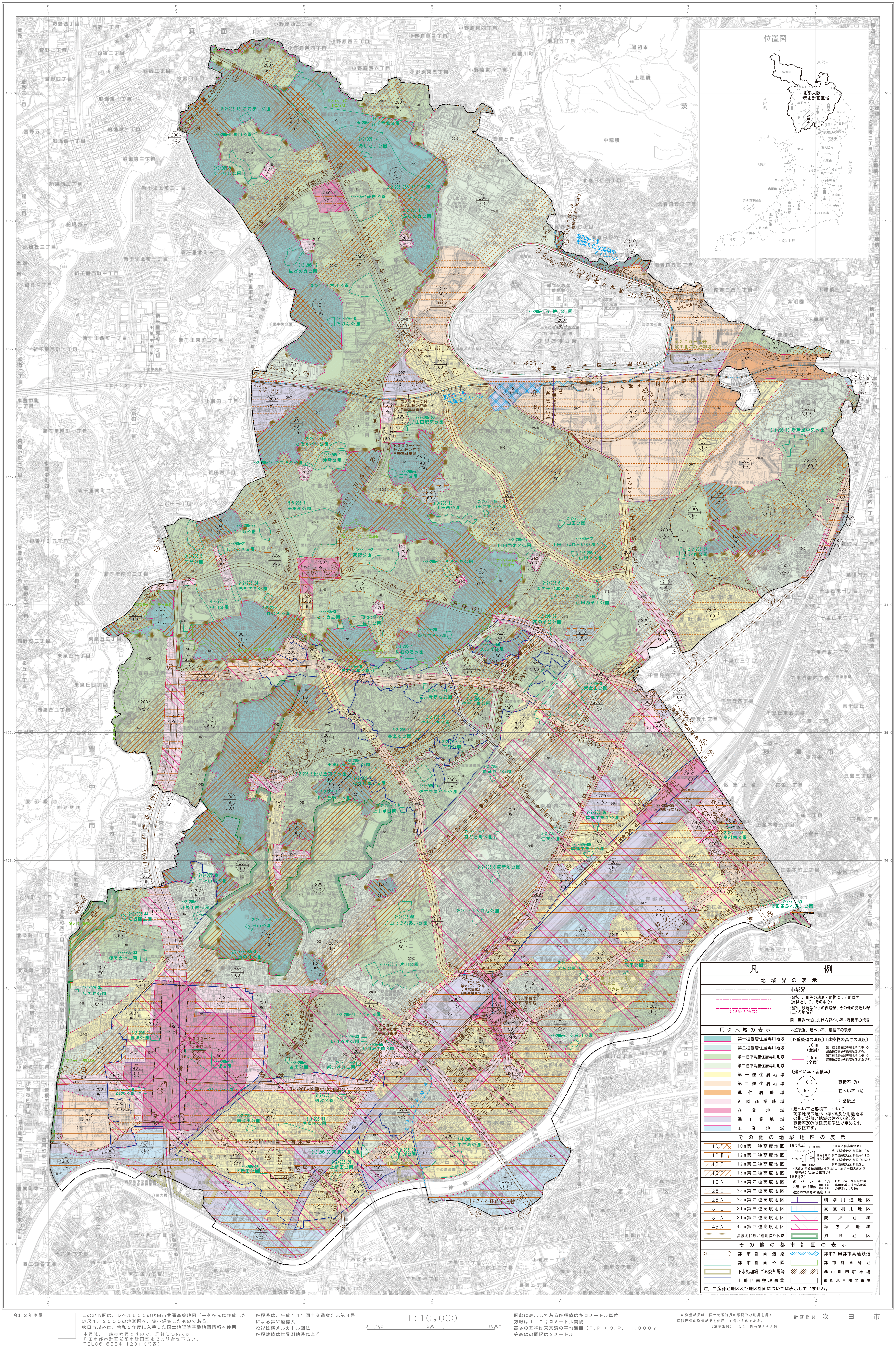
位置図
北部大阪
都市計画区域
箕面市
豊中市
茨木市
摂津市
大阪市
3・4・205-15 南千里岸部線
3・1・205-2 大阪中央環状線
9・7・205-1 大阪モノレール専用道
3・3・205-7 万博公園外周線
3・4・205-16 豊中吹田線
3・4・205-17 南吹田線
3・4・205-18 豊中吹田線
1・2・2 庄内新庄線
神崎川
-130.0
-131.0
-132.0
-133.0
-134.0
-135.0
-136.0
-137.0
-138.0
-139.0
-41.0
-42.0

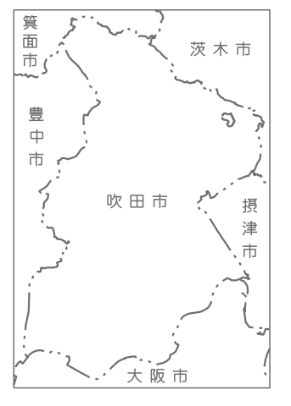
行政区画

箕面市
茨木市
豊中市
吹田市
摂津市
大阪市

凡　例

地域界の表示

—‥—‥—‥—	市域界
-·—·-·—·-	道路、河川等の地形・地物による地域界（原則として、その中心）
—+—+—+—（25M・50M等）	道路、鉄道等からの後退線、その他の見通し線による地域界
- - - - - - - -	同一用途地域における建ぺい率・容積率の境界

用途地域の表示

🟦	第一種低層住居専用地域
🟦	第二種低層住居専用地域
🟩	第一種中高層住居専用地域
🟩	第二種中高層住居専用地域
🟨	第一種住居地域
🟧	第二種住居地域
🟧	準住居地域
🟪	近隣商業地域
🟥	商業地域
🟪	準工業地域
🟦	工業地域

外壁後退、建ぺい率、容積率の表示

〔外壁後退の限度〕〔建築物の高さの限度〕

- - - - 1.0 m（全周）

—— 1.5 m（全周）

第一種低層住居専用地域における建築物の高さの最高限度は10m、第二種低層住居専用地域における建築物の高さの最高限度は12mです。

〔建ぺい率・容積率〕

100 —— 容積率（%）

50 —— 建ぺい率（%）

（1.0）—— 外壁後退

※建ぺい率と容積率について
商業地域の建ぺい率80%及び用途地域の指定が無い地域の建ぺい率60%容積率200%は建築基準法で定められた数値です。

その他の地域地区の表示

10-Ⅰ	10m第一種高度地区
12-Ⅱ	12m第二種高度地区
12-Ⅲ	12m第三種高度地区
16-Ⅲ	16m第三種高度地区
16-Ⅳ	16m第四種高度地区
25-Ⅲ	25m第三種高度地区
25-Ⅳ	25m第四種高度地区
31-Ⅲ	31m第三種高度地区
31-Ⅳ	31m第四種高度地区
45-Ⅳ	45m第四種高度地区
⠿	高度地区緩和適用除外区域

〔高度地区〕

真北
0.6又は1.25
1
5m又は10m
○m
建物を建てられる空間
敷地北側境界

（○m第△種高度地区）
第一種高度地区　斜線5m+1:0.6
第二種高度地区　斜線5m+1:1.25
第三種高度地区　斜線10m+1:0.6
第四種高度地区　斜線なし

※高度地区緩和適用除外区域は、10m第一種高度地区境界線から25mの範囲です。

〔風致地区〕
建ぺい率　40%
外壁の後退距離　隣地 1.0m　道路 1.8m
建築物の高さの限度　15m
（ただし第一種低層住居専用地域内は用途地域の規定により10m）

▥	特別用途地区
▥	高度利用地区
▩	防火地域
▨	準防火地域
▭	風致地区

その他の都市計画の表示

⇨	都市計画道路	⇨	都市計画都市高速鉄道
▭	都市計画公園	▭	都市計画緑地
▭	下水処理場・ごみ焼却場等	▨	都市計画駐車場
▭	土地区画整理事業	▭	市街地再開発事業

注）生産緑地地区及び地区計画については表示していません。

令和２年測量

この地形図は、レベル５００の吹田市共通基盤地図データを元に作成した縮尺１／２５００の地形図を、縮小編集したものである。
吹田市以外は、令和２年度に入手した国土地理院基盤地図情報を使用。
本図は、一般参考図ですので、詳細については、
吹田市都市計画部都市計画室までお問合せ下さい。
TEL06-6384-1231（代表）

座標系は、平成１４年国土交通省告示第９号
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
座標数値は世界測地系による

1：10,000

0
100
500
1000m

図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は１．０キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面（Ｔ．Ｐ．）Ｏ．Ｐ．＋１．３００ｍ
等高線の間隔は２メートル

この測量結果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量結果を使用して得たものである。
（承認番号）　令２　近公第３６８号

計画機関　吹田市